

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第738号

2015年(平成27年)5月21日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について(答申)

2015年(平成27年)5月13日付けで諮問(第738号)された藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。)第53条第2項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項としての藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)の制定については適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

番号利用条例の制定に係る実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関係の維持や、申請、届出その他の行政手続きの合理化、国民の利便性の向上に資すること等を目的として、2013年(平成25年)5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」が交付され、社会保障・税番号制度が導入されることとなった。

これに伴い、2015年(平成27年)10月1日から国民一人ひとりに「個人番号」が付番され、当該番号を行政機関や地方公共団体等が利用することとなるが、地方公共団体が当該番号を利用することができる範囲として、番号法第9条第1項及び同法別表第一に規定するもののほか、社会保障、税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって各地方公共団体が条例で定めるものによる個人番号の利用が、同法第9条第2項により認められている。

本市では、市民の利便性の向上及び行政の効率的な運営に寄与するため、番号法別表第一に定められていない事務について個人番号を独

自に利用し、また、本市における実施機関内で特定個人情報の授受を行うことから、番号利用条例を制定する必要があり、個人情報保護制度の運営に関する重要事項であるため、個人情報保護条例第53条第2項に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対し、諮問するものである。

(2) 制定する条項

ア 番号利用条例の趣旨（第1条）

本条例は、番号法第9条第2項に基づき、社会保障、税又は防災に関する事務その他これらに類する事務処理に必要な限度で個人番号を利用するにあたり、必要な事項を定めるものであるため、その旨を本条例において明示する。

このため、番号利用条例第1条では、本条例の趣旨について規定する。

イ 用語の定義（第2条）

本条例中の各条項において使用する用語は、番号法第2条及び個人情報保護条例第4条に規定する定義と異なるものではないことから、その旨を本条例において明示する。

このため、番号利用条例第2条では、用語の定義について規定する。

ウ 個人番号の利用に係る事務（第3条）

(ア) 番号法では、第9条において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとしている。

番号法第9条第1項では、同法別表第一に記載の事務処理に関して個人番号を利用することができる旨定められているが、番号法別表第一に記載の事務以外に、地方公共団体が社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務であって個人番号を独自に利用する場合は、同法第9条第2項に基づき条例で定める必要がある。

本市では10の事務において個人番号を独自に利用することから、番号利用条例第3条第1項において、番号法別表第一に定められていない事務について、実施機関が個人番号を独自に利用する旨規定するとともに、番号利用条例別表において個人番号を独自に利用する実施機関名及び事務の名称を明示する。

(イ) 番号法では、同法別表第一に記載の事務における個人番号利用事務実施者が保有する特定個人情報の授受について、同法別表第二に規定されているが、当該規定は本市と他の行政機関等との間における特定個人情報の授受についての定めであり、実施機関内部において当該情報の授受を行う場合（以下「庁内連携」という。）は、その旨を条例で定める必要がある。

また、番号法第9条第2項に基づき、地方公共団体が独自に個

人番号を利用する事務において庁内連携を実施する場合についても、その旨を条例で定める必要がある。

このため、番号利用条例第3条第1項及び同条第2項では、番号利用条例別表及び番号法別表第二に規定する事務処理に必要な限度で、特定個人情報を実施機関内部において利用することができる旨を規定する。

(ウ) 番号法では、第22条第2項において、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があった際は、「他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。」と規定しており、本市における庁内連携についても同様に、その旨を規定する必要がある。

このため、番号利用条例第3条第3項では、他の法令により書類の提出を義務づけている場合においても、庁内連携により特定個人情報の利用ができるときは、当該書類の提出があったものとみなす旨規定する。

#### エ 規則への委任（第4条）

本市では、本条例の制定にあたり、番号利用条例別表に掲げる事務及び特定個人情報の個別具体的な内容については規則で定めることとし、当該規則において必要な事項の詳細を明示する。

このため、番号利用条例第4条では、規則への委任について規定する。

#### (3) 番号利用条例（案）

別紙のとおり

#### (4) 施行予定年月日

2015年（平成27年）10月1日

#### (5) 提出資料

ア 独自利用事務及び庁内連携について

イ 参考法令（抜粋）

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、個人情報保護条例第53条第2項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項としての番号利用条例の制定について、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

#### (1) 番号利用条例の趣旨（第1条）について

実施機関では、番号利用条例の趣旨について、次のように述べている。

本条例は、番号法第9条第2項に基づき、社会保障、税又は防災に関する事務その他これらに類する事務処理に必要な限度で個人番号を利用するにあたり、必要な事項を定めるものであるため、その旨を本条例において明示する。

このため、番号利用条例第1条では、本条例の趣旨について規定する。

以上のことから判断すると、番号利用条例第1条の規定に係る制定案は妥当であると認められる。

(2) 用語の定義（第2条）

実施機関では、用語の定義について、次のように述べている。

本条例中の各条項において使用する用語は、番号法第2条及び個人情報保護条例第4条に規定する定義と異なるものではないことから、その旨を本条例において明示する。

このため、番号利用条例第2条では、用語の定義について規定する。

以上のことから判断すると、番号利用条例第2条の規定に係る制定案は妥当であると認められる。

(3) 個人番号の利用に係る事務（第3条）

実施機関では、個人番号の利用に係る事務について、次のように述べている。

ア 番号法では、第9条において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとしている。

番号法第9条第1項では、同法別表第一に記載の事務処理に関して個人番号を利用することができる旨定められているが、番号法別表第一に記載の事務以外に、地方公共団体が社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務であって個人番号を独自に利用する場合は、同法第9条第2項に基づき条例で定める必要がある。

本市では10の事務において個人番号を独自に利用することから、番号利用条例第3条第1項において、番号法別表第一に定められていない事務について、実施機関が個人番号を独自に利用する旨規定するとともに、番号利用条例別表において個人番号を独自に利用する実施機関名及び事務の名称を明示する。

イ 番号法では、同法別表第一に記載の事務における個人番号利用事務実施者が保有する特定個人情報の授受について、同法別表第二に規定されているが、当該規定は本市と他の行政機関等との間における特定個人情報の授受についての定めであり、実施機関内部において当該情報の授受を行う場合（以下「庁内連携」という。）は、その旨を条例で定める必要がある。

また、番号法第9条第2項に基づき、地方公共団体が独自に個人番号を利用する事務において庁内連携を実施する場合についても、その旨を条例で定める必要がある。

このため、番号利用条例第3条第1項及び同条第2項では、番号利用条例別表及び番号法別表第二に規定する事務処理に必要な限度で、特定個人情報を実施機関内部において利用することができる

旨を規定する。

ウ 番号法では、第22条第2項において、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があった際は、「他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。」と規定しており、本市における庁内連携についても同様に、その旨を規定する必要がある。

このため、番号利用条例第3条第3項では、他の法令により書類の提出を義務づけている場合においても、庁内連携により特定個人情報の利用ができるときは、当該書類の提出があったものとみなす旨規定する。

以上のことから判断すると、番号利用条例第3条の規定に係る制定案は妥当であると認められる。

(4) 規則への委任（第4条）

実施機関では、規則への委任について、次のように述べている。

本市では、本条例の制定にあたり、番号利用条例別表に掲げる事務及び特定個人情報の個別具体的な内容については規則で定めることとし、当該規則において必要な事項の詳細を明示する。

このため、番号利用条例第4条では、規則への委任について規定する。

以上のことから判断すると、番号利用条例第4条の規定に係る制定案は妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、上記の趣旨を踏まえた番号利用条例案は妥当であると認められる。

以 上